

別紙

医政発第 0325009 号
平成 17 年 3 月 25 日
一部改正 医政発第 1016003 号
平成 18 年 10 月 16 日
一部改正 医政発 0521 第 3 号
平成 25 年 5 月 21 日
一部改正 医政発 0327 第 26 号
平成 31 年 3 月 27 日

内視鏡訓練設備整備事業実施要綱

1 目的

医療の高度化に伴い、従来の内視鏡手術（開腹）から腹腔鏡下における内視鏡手術が急速に普及していることから、内視鏡手術訓練設備を整備し、腹腔鏡下における内視鏡手術に関する研修等を実施することにより、医師の手技向上及び医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

厚生労働大臣の認める者とする（但し、都道府県、市町村を除く。）

3 事業内容

腹腔鏡下における内視鏡手術の研修等を実施するため、訓練設備を整備する。

4 対象経費

内視鏡手術の研修に必要な手術テーブル（動物用）、麻酔器、無影灯、スコープ、光源装置などの購入費